3月7日（木曜日）　読　売　新　聞　（第3種郵便物認可）

解説

皇位継承「おおらかさ」必要

所功氏（京都産業大名誉教授）に聞く

男系女子も可能に

天皇陛下の次世代で皇位継承資格を持つ皇族は秋篠宮さまご夫妻の長男、悠仁さま(17)のみだ。象徴天皇制は存続の危機にあるが、政治はこの問題を先送りしてきた。皇室の歴史に詳しく、関係する政府のヒアリング全てに出席してきた所功・京都産業大名誉教授に、古代からの皇位継承に学ぶ知恵や教訓を聞いた。（編集委員　小松夏樹）

――そもそも「天皇」とは何を意味するのでしょう。

飛鳥時代の608年、隋へ送った国書に「東の天皇」とあり、天皇号を公的に用いた最初の例です。

重要なのは、漢字で「天皇」と書いても「スメラミコト」と訓読していたことです。神々を祭り人々の心を清らかにする「澄める尊者（スメルミコト）」と、人々を治めまとめる「統べる尊君（スベルミコト）」の両義を兼ね備えています。天皇は「神々を祭り、人々を治める格別な統治者」を表しています。

――天皇や国王には「世襲」のイメージがあります。

約1300年前に成立した「日本書紀」によれば、日本ではそれより40代以上前から同一家系の世襲相続が続いています。

――その「世襲」には原則や特徴がありますか。

中国では漢の時代以前から父系の男子を絶対視してきました。それが日本に伝わり、皇位の継承も男性天皇の男子孫を立てることが原則となりました＝下図＝。しかし、女性を否定したわけではなく、8人10代の女帝（女性天皇）が実在しています。

――男系の男子なら誰でも継承資格があるのですか。

男系の男子でも皇族の身分でなければ皇位を継ぐことができません。律令制では、天皇から5世までが皇族（親族）の範囲でした。しかし、明治以来の法制では天皇の子孫は永世にわたり皇族となりました。

――皇位継承の在り方が法で明文化されたのはいつからでしょう。

1889年（明治22年）、明治憲法と同時に制定された旧皇室典範からです。皇位継承資格を皇統に属する「男系の男子」に限定し、それが戦後の現在にも引き継がれています。

明治の法制化への議論を見ると、近代の天皇には国政を総攬し、軍隊を率いる役割を担ってもらう必要があったことや、「家」は父系の男子が継ぐものという、古くからの慣習が根強かったことがわかります。

しかも、男系男子の限定と側室の非嫡出子がいわばセットで公認されました。過去の天皇は半数近くが非嫡出子です。しかし側室制度は戦後否定され、もはや復活はあり得ません。

――近年は皇族方の逝去が続きました。現在の皇室には17人おられますが、若い世代は少ない。

皇室は、天皇のもとで皇族により構成される「大きな家」です。皇族は天皇を様々な面で支えるために、存在しています。いざという時には、皇位の継承をしない女性も「摂政」に就任する役割を担うことになっています。

――現行の皇室典範には厳しい制約がありますね。

その一つは、皇室に生まれた皇族女子は、一般男性と結婚すれば皇室を離れなければならないことです。もう一つは、養子縁組をすることが認められていません。現行制度はあまりにも縛りが強く、硬直的です。皇室も生身の「人」により支えられています。特定の方々に何重もの規制を強いれば、無理が生じます。

――過去から学ぶ打開策はあるでしょうか。

皇位継承の伝統も、明治の法典も、時代に応じて変化しています。原理主義的な独善に陥ることを避け、柔軟に運用してきた実例があります。

皇室の永続を望むなら、原則は大事にするとしても、あらゆる可能性を受けいれる「おおらかさ」が必要です。男系男子はなるべく尊重すべきですが、状況によって男系女子も可能な「原則」としておくべきです。

――自民党は昨年、「安定的な皇位継承の確保に関する懇談会」を設けました。皇族数の確保策として、皇族女子が結婚後も皇族の身分を保持する、皇族の養子縁組を可能とし、戦後に皇籍を離脱した旧宮家の男系男子を復帰させる、の2案を軸に検討するようです。

忘れてならないのは、大枠の制度だけでなく、関係者の思いも含めて、現実的に可能な工夫をすることです。当事者になる方々には、それぞれの人生があり考えもあります。それらを無視して制度を強要してもうまくいくはずがありません。

皇族女子が結婚後も皇室に残るようにするのであれば、配偶者の男性もその子女も皇族の身分にすべきです。そうしなければ、同一の家族として一緒に公務を果たすことが難しいと思われます。

また、旧宮家の方々は、皇籍を離脱して77年もたっており、一般国民として生まれた子や孫の該当者は、それまでの自由も権利もほとんど失いますから、よほどの覚悟と努力を要します。

――すると制度変更は難しいでしょうか。

あまり悲観していません。何より重要なことは皇室の永続、という原点に皆で思いを寄せることで、少しずつ改善してゆくほかないと考えています。

――一般国民の関心は高いと言えますか。

関心は高いと思います。ただ、インターネット上などで多種多様な言説が飛び交う現代では、落ち着いて、しっかりと考える必要があります。皇室にはどのような歴史があるのか、天皇と皇族方は何をしておられるのか、理解と共感を深めてほしい。

皇室の学問、芸術のみならず、衣食住や社会福祉も含む「文化」の実績に注目してほしいと思います。お召し物は奥が深い。宮中祭祀のお供え物も、自然からの賜り物に感謝する文化の一つです。皇居や御所のしつらえも、日本文化を体現しています。

皇室の方々は、福祉、被災地の訪問などを通じて国民と悲しみや痛みを分かち合い、助け合うことを実践されています。私たちがその姿やお言葉から学べることはたくさんあります。

「本質的に受け継ぐべき事と、現実的に改め補うべき事を考えたい」。皇室を懸命にまもった和気清麻呂像脇で語る（皇居近くの大手濠緑地で）

関係者の思い含め 現実的工夫
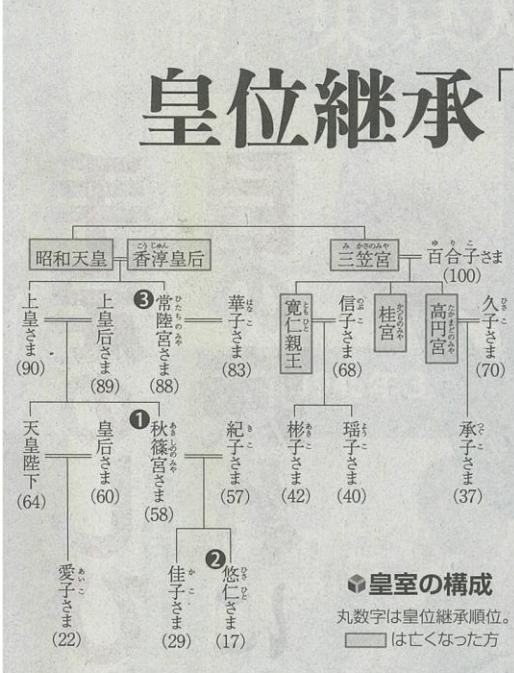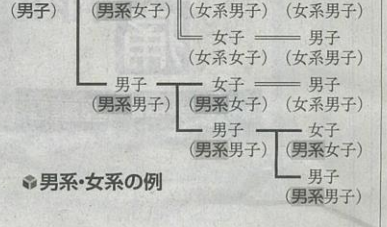
ところ・いさお　専門は日本法制文化史。文部省教科書調査官、京都産業大教授などを歴任。皇室関連の著書多数。近著に「天皇の歴史と法制を見直す」。82歳。